公益社団法人日本海員掖済会定款

昭和48年7月 2日施 行 昭和49年7月16日改正施行 平成 8年7月16日改正施行 平成24年6月15日総会改正議決 (平成25年4月1日施行) 平成30年6月27日総会改正議决 (令和 2年4月1日施行) 令和 2年7月29日改正施行 令和 5年7月 1日改正施行

目 次

- 第 1 章 総則(第1条~第4条)
- 第 2 章 会員(第5条~第11条)
- 第 3 章 替助会員(第12条~第13条)
- 第 4 章 総会(第14条~第22条)
- 第 5 章 役員(第23条~第34条)
- 第 6 章 理事会(第35条~第41条)
- 第7章 事務局(第42条)
- 第8章資産及び会計(第43条~第46条)
- 第 9 章 定款の変更及び解散(第47条~第51条)
- 第10章 公告(第52条)
- 第11章 雑則(第53条)
- 附則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本海員掖済会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、船員及びその家族に対する掖済援護事業を行うとともに、社会福祉の精神 に則り一般の援護事業を行うことを目的とする。

(事 業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 医療援護に関すること
 - (2) 児童及び障害者の福祉に関すること
 - (3) 老人保健福祉に関すること
 - (4) 保健指導及び疾病予防に関すること
 - (5) 前各号の事業を遂行するための病院、診療所、介護老人保健施設、看護専門学校その他施設の設置運営に関すること
 - (6) 船員の育英に関すること
 - (7) 身上及び家事相談に関すること
 - (8) 船内衛生の教育及び保持に関すること
 - (9) 海事思想の普及に関すること
 - (10) 海事関係図書の発行に関すること
- (11) その他本会の目的達成に必要なこと
- 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という。) 上の社員をいう。以下同じ。)の資格を有する者は、本会の目的に賛同する者とする。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納めなければならない。 2 既納の会費は、返還しないものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 退会したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 死亡したとき

(任意退会)

第9条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決によって除名することができる。
 - (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
 - (2) 定款又は総会の決議に違反する行為があったとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(権利の喪失)

第11条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した 会費その他本会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第3章 賛助会員

(賛助会員)

- 第12条 本会の事業達成に協力するため、総会において別に定めるところにより一時金を 拠出した者又は本会の運営に著しく功労のあった者で理事会が推薦した者は、賛助会員と することができる。
- 2 既納の賛助会費は、返還しないものとする。

(適用除外)

第13条 第2章の規定は、賛助会員に適用しないものとする。

第4章 総 会

(構 成)

第14条 総会(一般法上の社員総会をいう。以下同じ。)は、すべての会員をもって構成する。

(種 別)

- 第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。
- 3 臨時総会は、必要があるときに招集する。

(招 集)

- 第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
- 2 会長は、総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から総会の目的である事項 を示して臨時総会の請求があったときは、その請求のあった日から6週間以内に招集しなけ ればならない。
- 3 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の2週 間前までに会員に通知を発しなければならない。
- 4 定時総会を招集するための前項の通知に際しては、理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書をいう。)、財産目録、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告並びに監査報告(会計監査報告を含む。)を添付しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決事項等)

- 第18条 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事、監事及び会計監査人の選任及び解任
 - (3) 役員の報酬等に関する規程
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) 理事会において総会に附議した事項
 - (7) その他総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 総会は、次の事項の報告を受ける。
 - (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 財産目録

(5) キャッシュ・フロー計算書

(定足数等)

- 第19条 会員は、それぞれ1個の議決権を有する。
- 2 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 3 総会の議事は、法令又はこの定款で別に定めるもののほか、出席した会員の議決権の過 半数をもって決する。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の事項は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3分の2以上の議決を得なければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

- 第20条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって議決し、又は他の出席会員に議決権の行使を委任することができる。この場合には、その会員は、出席したものとみなす。
- 2 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その 事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録に より同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、議長及び議長が指名した出席会員2名以上がこれに署名又は記名押印しなけ

ればならない

3 第1項の議事録は、10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 役 員 等

(役員及び会計監査人)

- 第23条 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 本会に、会計監査人を置く。
- 3 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
- 4 理事のうち3名以内を業務執行理事とすることができ、そのうちの1名を副会長、2名 以内を常務理事とすることができる。

(役員及び会計監査人の選任)

- 第24条 理事、監事及び会計監査人は、総会において選任する。
- 2 前項の場合において、理事は、会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めたときは、会員以外から選任することができる。
- 3 会長、副会長及び常務理事は、理事会において選定する。
- 4 監事及び会計監査人は、本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

(監事の職務)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務)

第27条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本会の貸借対照表及び正味財産増減

計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計 監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理 事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(役員及び会計監査人の任期)

- 第28条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定 時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の議決がなされなかっ たときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第29条 役員及び会計監査人は、総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、その会 計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を解任 後最初に招集される総会に報告しなければならない。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第30条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 常勤の役員の報酬は、総会で別に定める役員の報酬等に関する規程による。
- 3 会計監査人の報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(取引の制限)

- 第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とそ

の理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければ ならない。

(責任の免除又は限定)

- 第32条 本会は、役員及び会計監査人の一般法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 本会は、理事(業務執行理事又は本会の使用人でないものに限る。)、監事又は会計監査人との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件を満たす場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で本会があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長)

第33条 長きにわたり会長の職にあって、本会の事業について著しく功労のあった者に対しては、総会の議決を得て、名誉会長の称号を贈ることができる。

(顧 問)

- 第34条 本会に、任意の機関として、顧問を3名以内置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第6章 理 事 会

(構成等)

第35条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成し、開催は、毎事業年度2回以上とし、その他会長 が必要と認めたときに招集する。

(議決事項等)

- 第36条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項の議決(第2号にあっては、職務)を行う。
 - (1) 本会の業務執行に関する事項
 - (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 総会に提出する議案
- (4) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (5) 重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 多額の借財
- (7) 重要な使用人の選任及び解任
- (8) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (9) 内部管理体制 (理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整 備
- (10) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任を限定する契約の締結
- (11) その他重要な事項
- 2 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、その職務 の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(定足数)

第37条 理事会の議事は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数 が出席し、その過半数をもって決する。

(議決の省略)

第38条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

- 第39条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき 事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第36条第2項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した 会長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 2 前項の議事録は、10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

(規定の準用)

第41条 第17条の規定は、理事会に準用する。この場合において、第17条中「総会」 とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

第7章 事 務 局

(事務局)

第42条 本会に、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

第44条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て、会長が別に 定める。

(事業計画及び収支予算)

- 第45条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、 一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第46条 本会の事業報告及び決算については、会長は、毎事業年度終了とともに次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の 監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類に

ついては、定時総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

- 3 本会は、前項の定時総会の終結後遅滞なく、法令で定めるところにより、貸借対照表及 び正味財産増減計算書を公告するものとする。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類については、5年間主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供しなければならない。
 - (1) 監查報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を 算定し、前条第4項第5号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の 2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解 散)

第49条 本会は、法令で定める事由によるほか、総会において総会員の半数以上であって、 総会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければ解散することができない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

- 第51条 本会の解散に伴って清算をする場合において有する残余財産の処分は、総会において総会員の議決権の過半数であって、出席会員の3分の2以上の議決を得て、本会と類似の目的を持つ公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 本会は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公 告

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雜 則

(細 則)

第53条 この定款で定めるもののほか、本会の事業運営上必要な細則は、理事会の議決を 得て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、主務大臣の認可の日(昭和48年7月2日)から施行する。
- 2 旧定款による名誉会員、維持会員、特別会員及び通常会員は、本定款の認可の日において、本定款第2章の規定による会員とする。ただし、総会において別に定めるところにより会員となる意思がないと認められた者は、第3章の規定による賛助会員とする。

附則

1 この定款は、主務大臣の認可の日(昭和49年7月16日)から施行する。

附則

1 この定款の一部変更は、主務大臣の認可の日(平成8年7月16日)から施行する。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。) 第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項の規定に基づき、一般社団法人の設立の登記をした日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は津野田元直、会計監査人は新日本有限責任監査法人とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める 特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定 にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度 の開始日とする。
- 4 本会の諸規程、諸内規等は、この定款の定めに反しない範囲内において、必要な読み替え等を行って一般社団法人日本海員掖済会の諸規程、諸内規等として効力を有するものとする。

附則

1 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定による 公益認定を受けた日から施行する。

附則

1 この定款は、令和2年7月29日から施行する。

附則

1 この定款は、令和5年7月1日から施行する。